



寒い日が続いておりますが春の日差しを感じる事もあります。2月は節分、暦の上では春が近づいておりますね。平和な年末年始から一転、第六波が再び日本を襲っており、保育園・幼稚園・小学校等の休業も耳にします。いつ自分や周囲の方がかかってもおかしくはない状況ではありますが、十分な感染対策を行いながら社会経済活動を回していきましょう。

事業復活支援金

新型コロナ対策支援として一定の売上減少要件等を満たす事業者に最大250万円（個人事業主は50万円）を給付する制度です。1月31日より申請が開始され、**申請期限は5月31日まで**となっております。

持続化給付金や月次支援金とは計算式が異なり、また月次支援金で保存書類として求められた統計データやメニュー写真等は必要ありません。

$$\text{給付額} = (\text{基準期間の売上高}) - (\text{対象月の売上高}) \times 5 \quad \text{※給付額は上限あり}$$

A. 【基準期間】「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

B. 【対象月】 2021年11月～2022年3月 のいずれかの月

»» Bのどこかの月とAの基準期間中の同じ月の売上高が、一定の売上減少要件を満たすと給付対象になります。

【上限額】

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円以下	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

【給付対象】次の①と②の両方を満たす中堅・中小法人、個人事業主等です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う**需要の減少**又は**供給の制約**により大きな影響を受けていること
- ② ①の影響を受け、**自らの事業判断によらず**に対象月の売上が基準期間の同月と比べて**50%以上又は30%以上50%未満減少**していること

【供給の制約】とは次のいずれかに該当することをいいます。

- 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少⇒（例）部品が調達できないことにより製品を作れなかった場合など
- 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
⇒（例）主にBtoB取引が中心の事業者の展示会中止や対面での商談困難など
- 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の
⇒（例）従業員の出勤が制限されたことで商品・サービスの供給が減少した場合、専門人材等がコロナに罹患または濃厚接触者になったことで商品・サービスを供給できなくなった場合など

【申請方法】「**事業復活支援金**」の申請用ウェブサイトから申請します。**METI/経済産業省のHP**をご確認ください。

また、パソコンやスマートフォンの操作が困難な方向けに申請サポート窓口が全国64か所に設けられます。



家賃など請求書等の交付がない場合のインボイス対応について

令和5年10月から始まる消費税のインボイス制度では一定の記載事項が記載された適格請求書の保存が、消費税の仕入税額控除の要件となりますが、事務所の家賃などの支払は都度請求書や領収書が交付されませんが、こうした家賃など請求書等が交付されない費用について、インボイス制度下で仕入税額控除の適用を受けるために必要な書類を確認します。

「新規契約」令和5年10月以降の賃貸借契約では、貸主の登録番号等の記載を確認することはもちろん、**現金振込の場合は「振込金受取書」、口座振替の場合は「通帳」の保存**が必要になります。

【参考1】新規契約における書類保存の対応例

<ul style="list-style-type: none"> 発行者の名称及び登録番号 取引の相手方の名称 取引の内容 	<p>建物賃貸借契約書</p> <p>貸借人〇〇〇(登録番号:T1234...)と貸借人×××(〇)とは、〇〇(〇)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。</p> <p>第〇条(賃料)</p> <p>賃料は1カ月165,000円(消費税率10%・うち消費税15,000円)とし、××(〇)は〇〇(〇)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(〇)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの対価の合計額及び適用税率 消費税額等 	

「既存契約」インボイス制度が始まる前に契約を締結している場合、新たに賃貸借契約書を結び直す必要はないが、借主は賃貸借契約書及び振込金受取書等の保存に加え、記載が不足している登録番号・適用税率や消費税額等について、貸主から**別途通知**を受け保存する必要があります。

【参考2】既存契約における書類保存の対応例

<p>建物賃貸借契約書</p> <p>貸借人〇〇〇(〇)と貸借人×××(〇)とは、〇〇(〇)が所有する賃貸借の目的物について、次のとおり建物賃貸借契約を締結する。</p> <p>第〇条(賃料)</p> <p>賃料は1カ月165,000円とし、××(〇)は〇〇(〇)に対し、毎月末日までに、その翌月分を〇〇(〇)の指定する銀行口座に振り込んで支払う。</p>	+	<p>令和5年10月以降のご案内</p> <p>建物賃貸借契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。</p> <p>登録番号: T1234...</p> <p>消費税率: 10%</p> <p>消費税額: 15,000円</p>
--	---	---

※既存の契約内容では「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」の記載が不足している

メールなど電子的方法による通知も可能

※事務所の家賃以外にも専門家への報酬といった、取引の都度請求書等の交付を受けない取引の場合も「契約書+振込金受取書等」や「別途通知」を受け保存するなど事務所家賃同様の方法で仕入税額控除が受けられます。

◆小学校休業等対応助成金◆について

新型コロナウイルスの拡大により、保育園・幼稚園の休園、小学校の一部休業が相次いでおります。

「小学校休業等対応助成金(支援金)」は、2021年8月1日から2022年3月31日までの間に、以下の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して有給休暇を取得させた「事業主」や、契約した仕事ができなくなった「個人で仕事をする保護者」を支援する制度です。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(保育所等を含みます)に通う子ども
 2. 新型コロナウイルスに感染した子供等、小学校等を休む必要がある子ども
- 事業主が個人か、また仕事ができなくなった期間によっても受け取れる金額は異なります。

<計算式>

対象労働者の日額換算賃金額※
 ×有給休暇の日数

※1~2月に取得した休暇:日額上限11,000円(申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業:15,000円)

支給要件の詳細や申請書類の書き方等のお問い合わせはコールセンターへ

☎0120-60-3999☎



優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。